

A Change in Financial Function of Japanese Regional Banks

NAKANO Mitsuhiko

During the last 13 years Japanese economy has continuously declined particularly in regional areas excluding Kanto and Tokai districts. The deterioration of regional economies has affected the business performance of regional banks along with the increase of borrowers' credit risk.

One of the important roles of the regional banks is to support and help their regional economies' development. However it has become quite hard for them to do that through traditional lending due to both constraint of reducing credit risk and necessity of securing management stability.

Less effects of relationship banking can be found in comparatively large regional banks than in small ones though FSA is pressing the regional financial institutions strongly to push forward with relationship lending.

They should consider adjusting their financial function from traditional lending business to "break through investment" business. No excessive positive return cannot be expected in traditional lending business, whereas 100% loss would be possible. Ventures or new business creators need equity investment rather than lending. The CLO scheme which has been launched by Tokyo Prefecture is suggesting a framework of risk sharing for a new investment scheme. In that scheme equity investment instead of banking loan will be proposed utilizing financial funds in regions. Regional banks will undertake an equity part. Regional individual investors and institutional investors will be expected to undertake a senior part and a mezzanine part respectively. Regional banks are requested to have a determination of taking an important responsibility for development of their regional economies.

金融機能の変化と地域金融機関の役割

中野 瑞彦

はじめに

2011年3月11日の東日本大震災によって、東北地方や北関東地方が大きく被災し、個人生活や企業活動が大きな影響を受けている。こうした中で東北地方の地域金融機関も貸出債権の劣化などによって損害を受け、既に仙台銀行や筑波銀行が金融機能強化法（改正法）に基づき公的資金を申請し、9月末に資本注入が実施された。金融機能強化法（旧法）の狙いは、地域金融機関の経営統合を推進しその体力を強化することによって、ひいては地域経済の活性化に役立たせるものであった。この趣旨がリーマン・ショックによって大きく変わり、中小企業を中心とした事業者への円滑な資金供給が目的となっている。確かに、リーマン・ショック、東日本大震災という一時的な災害への対応策としてはやむを得ない面がある。だが、真に議論されなくてはならないのは、平成不況の長期化とデフレーションの進行によって、日本経済が成長軌道から大きく外れている中で、地方経済の再建をいかに進めるか、そのために地域金融機関がどのような役割を果たすことができるかということである。

本稿では、1990年代初頭のバブル崩壊以降の地域金融機関の経営・財務状況を踏まえた上で、地域金融機関が今後どのような責務を果たしていくことが可能かについて検討する¹⁾。

キーワード：リレーションシップバンキング、地域金融機関、証券化

1. 本論文の視座

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、リーマン・ショックから立ち直りかけていた日本経済に大きなショックを与えた。北関東や東北に集中していた自動車部品や精密機械部品の供給が途絶え、日本全国で機械工業関連の生産が一時的にストップするなどの影響が出た。更には、原発事故による電力供給の制限など、各企業の生産プロセスに大きな影響を与えた。だが、景気動向指数と鉱工業生産指数の推移を見ると、2008年9月のリーマン・ショック発生から半年後には25ポイント以上下落したのに対し、2011年3月の東日本大震災発生から半年後には7~8ポイント低下の水準にほぼ戻っており、震災の実質的な影響は比較的小さかった。(表1-1)。むしろ注意すべきは、震災直前の2011年2月の鉱工業生産の水準が97.9(2005年=100)と2005年レベルを回復しておらず極めて低水準であったという点である。日本の名目GDPは山一証券が自主廃業に追い込まれた1997年度から2010年度までに減少しており、この13年間の名目成長率はマイナス7.4%(年平均マイナス0.6%)となっている。その原因は、そもそも実質ベースで8.4%(同プラス0.6%)と成長率が非常に低い上に、この間のデフレーターがマイナス14.6%(同マイナス1.2%)と大きく低下していることである。この深刻なデフレ状況が金融機関の経営に大きな影響を与えている。

表1-1. 景気動向一致指数・鉱工業生産指数の推移

	2008.08	2008.09	2009.03	2011.02	2011.03	2011.08	2011.09
(a)	98.2	97.2	71.6	94.3	86.3	90.3	88.9
(b)	103.5	103.6	73.0	97.9	82.7	93.6	90.5

(注) (a)景気動向一致指数、2005年=100、(b)鉱工業生産指数(季調済)2005年=100

(資料)景気動向一致指数：内閣府、鉱工業生産指数：経済産業省

1) 本稿は2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響については考慮しておらず、それ以前の経済状況を前提に執筆している。もっとも震災の影響は甚大であり地域の経済状況が一層深刻化するという点では、震災によって本稿の論旨が変わるものではない。

低成長とデフレ進行の日本経済のもとで、金融機関は伝統的な貸出業務では収益を伸ばすことが困難になっている。第一に、経済成長の停滞に伴う投資資金需要の停滞である。第二に、貸出先の業績悪化による信用リスクの増加である。このため、金融機関の貸出は増加せず、メガ・バンク、地域金融機関を問わず、増え続ける預金を国債投資に振り向けて収益を確保するという構図になっている。以下では、金融危機（1990年代後半から2000年代前半）経過後の金融機関の業務状況を踏まえたうえで、地域金融機関とりわけ地方銀行に期待される金融機能を検討する。

なお、本稿では一般的な呼称に従い、都市銀行を「都銀」、地方銀行を「地銀」、第二地方銀行を「第二地銀」、信用金庫を「信金」、信用組合を「信組」と表記する。地域金融機関の範囲は地銀から信組までとし、範囲を地銀と第二地銀のみに限定する場合にはその旨明記する。

2. 地域金融機関の財務の状況

(1) 都市銀行、地銀の資金調達・運用構造（B/S）

本節では、バブル発生時期の1987年3月期と三洋証券が破綻して金融危機が始まった1997年3月期、直近の2011年3月期について、都銀と地銀の経営・財務状況を比較する。

① 運用・調達構造の変化

まず都銀の状況を見ると、87年3月期から97年3月期にかけて預金、貸出金ともに大幅に増加した。その後11年3月期にかけて預金は16兆円と微増であったものの、貸出金は80兆円減少した。この変化は、バブルに伴う貸出金増加が不良債権処理の遅れによって1990年中盤まで維持されたものの、90年代終盤から一気に処理が進んだことの反映である。他方、国債は97兆円と大幅に増加し、貸出金の減少分を国債投資に振り向けていることがわかる。

これに対し、地銀は97年3月期から11年3月期までに預金が40兆円増加、貸出金が20兆円増加、国債が20兆円増加しており、預金増加分が貸出金と国債にほぼ均等に振り分けられている。更に、地銀全体の総資産は87年3月

期から11年3月期にほぼ倍増している。これは地銀が都銀に比較してバブルにおける不良債権処理がさほど大きくなかったことと関係している。現に、地銀64行体制は実質的に現在も維持されている²⁾。

以上より総じて言えることは、97年3月期から2011年3月期にかけて都銀は預金増加を抑えながら運用先を大幅に変化させてきたのに対し、地銀は預金を集めて貸出金で運用するスタイルを維持したということである。言い換えれば、地銀の貸借対照表上の量的構図はこの24年間に基本的に変わっていない。具体的には、都銀の貸出金ウェイト（貸出金の総資産に占める割合）は87年3月期の52.5%から11年3月期には44.7%に低下し残高も22%増にとどまっているのに対し、地銀は、同62.6%が同64.9%となっており、残高は2倍となっている。

都銀と地銀の運用姿勢の違いは何によるものであろうか。都銀はデフレが長期化する経済環境下で貸倒れリスクの高い貸出金を増加させるよりも、リスクのない国債運用を増加させるという判断を下したものと考えられる。他方、地銀が貸出を増加させたのは、地域の資金ニーズが高かったためであろう。但し、少なくとも過去14年間の貸出金増加は、地元企業に対する「前向きの資金需要」から発生したとは考えにくい。むしろ、シンジケートローンなどを通じた大都市圏への企業への貸出か、地方経済の疲弊を反映した「後向きの資金需要」に応えたものが大半であろう。

2) 2010年5月に大阪府の池田銀行と泉州銀行が合併して、11年3月時点では63行体制となっている。

表 2-1. 都市銀行・地方銀行のバランスシート動向

(単位：兆円, %)

	都銀						
	87.03	構成比	97.03	構成比	11.03	構成比	11/87増減率
総資産／負債・純資産	318.4	100.0%	434.0	100.0%	454.8	100.0%	42.8%
預金	216.0	67.8%	273.1	62.9%	288.6	63.5%	33.6%
NCD	14.4	4.5%	34.2	7.9%	27.6	6.1%	91.7%
コール	14.6	4.6%	31.5	7.3%	16.5	3.6%	13.0%
自己資本	6.1	1.9%	13.4	3.1%	19.8	4.4%	224.6%
貸出金	167.3	52.5%	283.4	65.3%	203.5	44.7%	21.6%
有価証券	32.7	10.3%	53.6	12.4%	150.5	33.1%	360.2%
国債	7.3	2.3%	8.6	2.0%	101.4	22.3%	1289.0%
	地銀						
	87.03	構成比	97.03	構成比	11.03	構成比	11/87増減率
総資産／負債・純資産	125.3	100.0%	201.2	100.0%	242.9	100.0%	93.9%
預金	104.3	83.2%	172.9	85.9%	212.7	87.6%	103.9%
NCD	1.4	1.1%	2.6	1.3%	6.1	2.5%	335.7%
コール	2.4	1.9%	4.5	2.2%	0.8	0.3%	-66.7%
自己資本	4.1	3.3%	8.2	4.1%	12.3	5.1%	200.0%
貸出金	78.4	62.6%	137.3	68.2%	157.7	64.9%	101.1%
有価証券	22.9	18.3%	37.6	18.7%	65.5	27.0%	186.0%
国債	7.2	5.7%	10.2	5.1%	30.1	12.4%	318.1%

(2) 収益構造の変化

次に、各業態の収益構造を比較する。87年3月期には都銀、地銀ともに資金運用収益が経常利益に占める割合は90%を超え、そのうちでも貸出利息の割合が経常収益の半分以上を占めていた。ところが、都銀は97年3月期、11年3月期には資金運用収益、貸出利息の割合が低下し、特に貸出利息は40%前後に低下した。これは既述した貸出金の圧縮と関係している。これに対し、地銀では貸出金利息が依然として経常収益の60%弱を占めており、収益の柱となっている。この点に限って言えば、地域金融機関は伝統的な銀行業務の

スタイルを維持している。他方、経常費用の面では、両業態とも長引く低金利の影響で資金調達費用のウェイトが著しく低下している。特に預金利息の割合が大きく低下しており、87年3月期から11年3月期にかけて、都銀では58.6%から5.2%へ、地銀では59.3%から7.9%へと低下した。金額水準で見ると、11年3月期には都銀、地銀ともに0.3兆円であり、同水準となっている。同期の預金残高は都銀が地銀の1.4倍であるから、調達金利の水準に応じて機動的に調達ソースを変更する機能は都銀のほうが優れていることを示している。また、営業経費にも違いが目立っている。地銀は都銀に比べ規模の利益が小さく営業経費率が高い点は従来から指摘されており、11年3月期には2.5兆円と経常費用の半分以上を占めている。更に金額水準も、都銀と地銀の差は87年3月期には0.6兆円であったが、11年3月期には0.4兆円に縮小しており、地銀の水準は都銀に近づきつつある。この点で地銀には合併等を通じた合理化余地が残っていると指摘できる。

以上から、都銀は預金以外の調達も強めつつ運用面では貸出以外に回しているのに対して、地銀は預金を吸収して貸出に回すという従来型の銀行構造を基本的に維持していると言えよう。どのような銀行構造が望ましいかは経済環境に大きく依存するが、マクロ的経済条件が改善しない中で貸出の信用リスクが高まっており、貸出金に依存した資金運用が従前に比較し厳しくなっているのは事実である。このため金融機関にとって信用リスクを抑制することが収益管理の上で重要になっており、後述するように地域金融機関は金融庁の旗振りのもとでリレーションシップ・バンキングへの取り組みを強化している。

表 2-2. 都市銀行・地方銀行の収益動向

(単位：兆円, %)

	都銀					
	87.03		97.03		11.03	
経常収益	16.1	100.0%	21.2	100.0%	7.7	100.0%
資金運用収益	14.5	90.1%	16.8	79.2%	4.7	61.0%
貸出利息	8.7	54.0%	7.9	37.3%	3.2	41.6%
有価証券利息配当	2.0	12.4%	1.5	7.1%	1.1	14.3%
スワップ収益	-	-	4.6	21.7%	0.2	2.6%
役務収益	0.5	3.1%	0.9	4.2%	1.4	18.2%
国債等売却益	0.6	3.7%	0.7	3.3%	0.7	9.1%
経常費用	14.5	100.0%	21.2	100.0%	5.8	100.0%
資金調達費用	11.3	77.9%	12.0	56.6%	1.1	19.0%
預金利息	8.5	58.6%	4.8	22.6%	0.3	5.2%
NCD	0.8	5.5%	0.5	2.4%	0.1	1.7%
営業経費	2.4	14.9%	3.3	15.6%	2.9	37.7%
経常利益	1.6		0.0	-	1.9	-
当期利益	0.7		△ 0.0	-	1.7	-
	地銀					
	87.03		97.03		11.03	
経常収益	6.6	100.0%	7.0	100.0%	4.7	100.0%
資金運用収益	6.0	90.9%	5.8	82.9%	3.6	76.6%
貸出利息	4.2	63.6%	3.7	52.9%	2.8	59.6%
有価証券利息配当	1.5	22.7%	1.6	22.9%	0.8	17.0%
スワップ収益	-	-	0.1	1.4%	0.0	0.0%
役務収益	0.2	3.0%	0.4	5.7%	0.7	14.9%
国債等売却益	0.2	3.0%	0.3	4.3%	0.2	4.3%
経常費用	5.9	100.0%	6.7	100.0%	3.8	100.0%
資金調達費用	3.8	64.4%	2.2	32.8%	0.4	10.5%
預金利息	3.5	59.3%	1.5	22.4%	0.3	7.9%
NCD	0.1	1.5%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
営業経費	1.8	27.3%	2.6	37.1%	2.5	53.2%
経常利益	0.7		0.4	-	0.9	-
当期利益	0.3		0.2	-	0.5	-

(注)87.03期：(a)資金運用収益は、貸出利息+有価証券利息配当金+その他受入利息、

(b)役務収益は受入手数料、(c)国債売却益は有価証券売却益、

(d)資金調達費用は預金利息+その他支払利息(含むNCD利息)

3. リレーションシップ・バンキングの変化

(1) リレバンの意義

リレーションシップ・バンキング（以下、「リレバン」）には明確な定義はないが、一般には債権者たる金融機関と債務者である企業が長期的な取引関係を通じて情報の非対称性を緩和し、双方がメリットを享受することを言う。例えば、リレバンの概念についてPetersen and Rajan（1994）は、「親密かつ継続的な取引を通じて、企業が資金の貸し手に対し自らの業況について十分な情報を伝えることで、借入コストが低下したり資金の融通を受けやすくなったりする関係」と述べている。つまり、リレバンとは金融機関が債務者との間に長期的且つ親密な関係を構築することにより財務諸表などハード情報には含まれないソフト情報を蓄積し、情報の非対称性を緩和ないし解消することにある。このソフト情報は、メイン・バンクないし準メイン・バンクなど取引順位の高い金融機関しか知りえないような排他的情報でなくてはならない。従って、リレバンを有効とするには、第一にソフト情報が存在すること、第二に長期的な取引関係を築くことが前提となる。

第一の点について、メイン・バンクないし準メイン・バンクが排他的に独占しうるソフト情報は具体的に存在するのだろうか。金融機関にとって中小企業の重要な情報とは、企業そのものの実態は勿論のこと、経営者の資産状況、経営者の経歴、人的ネットワークである。特にオーナー系の中小企業においては、経営者一族の資産状況や人的ネットワークに関する情報が大きな比重を占めることになる。経営者の資質は重要であるが、前者の条件が揃った上での付加的情報としての価値にとどまり、最終的な与信判断に大きな影響力を持たない。しかし、こうした情報はハード情報として金融機関内で伝達されてこそ価値を発揮するものであり、排他的なソフト情報となるものは限られている。ソフト情報とは、例えば経営者一族の資産状況に関しエビデンス（証拠）は取れないものの担当者が認知している、或いは債務者の取引先に担当者が接触し取引関係を確認しているといったものである。

そもそもハード情報として蓄積されないソフト情報は、金融機関担当者と債務者との人間関係の中に存在するものと考えらるべきであろう。そうすると、金融機関の組織の中で人間関係が近接している場合にはソフト情報が継承されていく可能性がある。例えば、信用金庫や信用組合は営業基盤が比較的限定されている上に組合員方式をとっているため、役職者と債務者の（数年間にわたる）接触頻度が高い。リレバンが小規模の金融機関において有効だとする議論³⁾は、このような取引構造を前提としていると推察される。また、一般に日本の金融機関では担当者個人に貸出の決裁権限（クレジット・ライン）は認められておらず、与信金額によって支店長あるいは審査部ないし役員までのラインで審査・認可する体制を敷いている。この場合に、ソフト情報をハード情報に置き換えることなく取引条件に反映することは非常に困難である。ソフト情報として活用しうるのは、その情報を支店長あるいは審査部まで掌握している場合である。このような債務者は極めて限られるか、既述したように小規模の金融機関での長年の取引関係の中でソフト情報が本部まで共有されている場合に限られる。逆に、一定規模以上の金融機関の場合には、営業エリアが広い中で担当者の転勤があり、ソフト情報の伝承が困難であるため、顧客との人的関係が取引条件に継続的に反映されにくい。

第二の点について、リレバンが実施されていれば長期的な取引関係が構築される可能性が高いが、長期的な取引関係があればリレバンが実行されると言えるだろうか。Petersen and Rajan (1994) はリレバンの重要な側面としてメイン・バンクとしての取引期間を指摘しており、リレバンにより債務者も金融機関もメリットを享受し、結果的に取引が長期的に維持されるとしている。しかし、メイン・バンクとしての取引が長期間継続しているからといってリレバンが実行されている或いは実行できるわけではない。日本では

3) Berger and Udell (2002) は、リレバンには金融機関の組織構造が関係すると指摘した上で、融資決定までの審査階層が少ない小規模金融機関のほうが、担当者と役席者（支店長など）の間に存在するリレバンに関する問題点が緩和されるとしている。

メイン・バンクとしての取引年数が米国に比べて長い⁴⁾、そこには日本固有の金融取引の特徴が反映している可能性が高い。具体的には、①1980年代の半ばまでは規制金利下の横並び条件の環境の中で貸出金利にほとんど差がなかった、②不動産担保や第三者個人保証などの差し入れによりスイッチング・コストが非常に高かった、③メイン・バンクとは従業員取引を含む複合取引型であるため変更が困難であった、などの点が指摘できる。従って、日本の場合には取引年数の長さをリレバンの側面として捉えることは必ずしも妥当ではない。リレバンには、金融機関側の能動的な姿勢が前提であり、金融機関担当者の資質が重要な要素となってくる。従って、リレバンを展開するには物理的制約があり、その克服のために金融機関には相当の努力が必要である。

結局、リレバンのメリットについては、「日本においても欧米において確認されたようなリレーションシップバンキングのメリットが存在する可能性はある。しかし、そのメリットはそれほど大きなものではなさそうである。－中略－そのメリットが生まれるメカニズムには国によって違いがあるように見受けられる。」[内田(2007)]ということであろう。そうであれば、全ての地域金融機関がひたすらにリレバンを推進することは適切ではないし、それを行政の指導によって行ってもメリットはもたらされない。リレバンをどの程度推進するのかは、むしろ地域金融機関に限らずメガ・バンクも含めてそれぞれの金融機関が自らの組織構造と置かれた条件に沿って判断していくべきである。

(2) リレバンの評価

わが国においてリレバンが注目され始めたのは、金融危機が進行していた2002年10月に金融庁が「金融再生プログラム」を打ち出し、中小・地域金融

4) メイン・バンクとしての取引年数は、日本では半数以上が20年以上、ドイツは20年程度、アメリカでは平均10年程度と言われている。

機関の不良債権処理についての考え方を導入することを明らかにした時期からである。その趣旨は、金融機関の不良債権問題を解消するために、金融機関自身が債務者の業況を十分に把握し、業況の改善を促すことにあった。金融庁のリレバン推進は、既述したような純粋な非対称性の解消にとどまるものではなく、金融機関が起業支援や事業再生を通じて中小企業の活性化を図るという領域にまで踏み込んだものとなっている⁵⁾。しかし、中野(2010)が指摘するように金融機関と中小企業には認識のギャップが存在しており、リレバンに対する中小企業の評価も、「創業・新事業育成」や「事業再生」、「担保・保証人に依存しない融資等」の項目で「消極的」との評価が多い(表3-1)。これらの項目は、金融機関にとってリスクが高かったり、特別の負担や専門能力が要求されたりなど、必ずしも積極的に推進できる項目ではない。この点でも、日本のリレバンは金融機関にとってかなり負担の重いものとなっている。中小企業の側から政策を推進する中小企業庁も、「金融機関が『経営方針・事業計画の作成サポート』の13.3%であるのに対し、中小企業では3.0%と低く、中小企業と金融機関との間に経営方針・事業計画の作成に関する認識の相違を確認することができる」(中小企業白書2010年版)と述べており(表3-2)、現状のリレバンに行き詰まりがあることを示唆していると言えよう。

2011年度7月に金融庁が公表したリレバン・アンケート調査結果⁶⁾は、アンケート項目の体系が変わっており過年度と単純に比較できないが、その中でも近似している項目を見ると、創業・事業開拓支援は、積極的評価(「積極的」と「やや積極的」との合計、以下同じ)29.7%、消極的(「消極的」と「やや

5) 金融庁「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(2003年3月)、同「地域密着型金融の機能強化に関するアクションプログラム(平成17~18年度)」(2005年3月)

6) 平成23年5~6月実施した調査であるが、基本的に平成22年度の地域密着型金融に対する評価である。平成23年調査より調査項目が変更されており、平成22年度以前の調査と単純には比較できないが、近似項目があるため本稿ではそれを比較の対象とした。

消極的」の合計、以下同じ) 24.9%、「どちらともいえない」29.2%であり、積極的評価が消極的評価を上回った。平成20年度、同21年度には下回っていたことを考えると、リレバンの定着によって金融機関の姿勢が評価され始めたとも考えられるが、積極的評価の水準そのものは低下しており、まだ十分に評価できる状況にはない。次に「経営改善支援」については、積極的評価44.9%、消極的評価18.9%であり、過年度の「経営相談・支援機能強化」に比較して積極的評価が高まっている。これは金融庁による金融機関への取り組み強化指示による結果であろう。また、金融機関側も経営改善が債務者区分の上位遷移をもたらす信用コストの引き下げにつながることから、積極的に取り組んでいると思われる。これに対し、「事業再生・業種転換支援」は積極的評価21.3%、消極的評価21.0%、「どちらとも言えない」34.8%であり、過年度よりほとんど変化がない。これは、事業再生支援は金融機関にとって損益面での影響が大きいだけでなく、再生スキームの策定が容易でないことを反映している。

以上のようにリレバンの評価にはバラツキがある。この背景には、経営指導や事業再生に関する金融機関の物理的かつ質的能力には限界があり、金融機関の数に比べ金融庁の言うところのリレバン対象の中小企業数が圧倒的に多い点がネックとなっていることがある。また、債務者である中小企業にとっては、目先の資金繰りが最も重要であり、先行き不透明の経済環境の中では事業計画の立案は後回しにせざるを得ないという事情がある。このような状況下では、これまでのリレバンの取り組みは評価できるもののその手法を再考する必要がある。経営相談や事業再生などには専門家の組織的な投入が必要であり、金融機関への過大な期待は回避すべきである。地域金融機関にとってリレバンをどう捉えるか、その範囲をどこまで広げるかは今後の大きな課題である。

表 3-1. 金融機関のリバンへの取り組みに対する中小企業の評価

(単位：%)

	積極的	消極的
創業・新事業支援強化	33.9 (33.3)	36.1 (41.4)
経営相談・支援機能強化	41.9 (41.2)	33.2 (38.7)
コンサルティング能力	18.5	*36.0 10.4
事業再生	20.4 (22.1)	34.9 (44.2)
担保・保証人に依存しない融資等	29.8 (33.8)	47.4 (47.9)
企業の将来性・技術力評価	20.9 (23.3)	49.1 (51.4)
人材育成	26.2 (29.9)	34.6 (36.2)
地域活性化	28.2 (31.8)	36.5 (37.6)

(注) *「どちらとも言えない」, ()内は平成 20 年度。

(資料)金融庁「平成 21 年度における地域型密着金融の取り組み状況について」

表 3-2. 中小企業が金融機関に求めるサービス

(単位：%)

	長短貸出*	金利引下	迅速貸出	将来性評価	実績評価	顧客紹介	計画支援	信用強化*
中小企業	22.3	21.6	23.0	8.9	6.0	6.9	3.0	6.8
金融機関	9.0	9.1	36.6	17.1	5.6	7.65	13.3	22.3

(注) *長短貸出…長期資金と短期資金それぞれを合計したもの, 信用強化…金融機関自身の信用力強化

(資料)中小企業白書 2010 年版

(3) リレバンの「進化」

金融庁は金融改革プログラムからスタートしたリレバンを推進する一方で、地域金融機関の健全性確保のために不良債権処理の厳格化を求めてきた。しかし、リーマン・ショックによる急激な景気落ち込みの中で中小企業の資金繰り対策として2008年11月に貸付条件緩和債権の取り扱いを大幅に緩和し、同債権が不良債権とならないように措置を講じるよう方針転換した⁷⁾。その1年後の2009年11月には金融円滑化法が成立し、金融機関は債務者から返済期限延長の要請があれば、貸付条件の変更等を行うよう努めることが定められた。更に、2011年3月31日に金融円滑化法を1年間延長し、同時に「円滑化指針」⁸⁾と「改正内閣府令」の改訂を行った。「円滑化指針」で打ち出された方針が、金融機関による「コンサルティング機能の発揮」である。「円滑化指針」は円滑化法延長に付随しており時限的な指針であるとともに、対象は借入金の期限が延長された債務者である。これに対し、同様の内容が「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針改正案（以下、「中小指針改正案」）」に盛り込まれた。「中小指針改正案」は恒久的な措置であり、対象は金融機関と取引する全ての中小企業である。即ち、「コンサルティング機能の発揮」は、今後のリレバンの柱の一つとして位置づけられたのである。

この方針が打ち出された背景には、中小企業経営の前提となるマクロ経済

7) 金融機関が債務者の経営再建又は支援を図ることを目的に、金利の減免、返済期限の延長など債務者に有利となるような条件変更に応じた場合には、当該債権は貸付条件緩和債権とみなされ、原則的に要管理債権として15%程度の引当金計上が金融機関に求められる。例外として、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画があり3年以内に正常債権となると認められる場合には、貸付条件緩和債権には該当しない。また、中小企業再生支援協議会の支援の下で計画が策定された場合にも貸付条件緩和債権に該当しない。金融庁はリーマン・ショックによる急激な経済情勢の悪化に対応すべく、2008年11月に緊急措置として貸付条件緩和債権の基準見直しを行い、実現性の高い再建計画の期間を3年から原則5年へ、最長10年へと延長し、同時に1年以内に再建計画が策定できる見込みがあれば貸付条件の変更を取り扱えることとした。さらに金融円滑化法により、金融機関が貸付条件の変更に応じやすいようにしている。

8) いわゆる「金融円滑化法」の1年延長（2012年3月末までの期限延長）に伴い、金融庁は金融監督に関する指針を策定し（「円滑化指針」）、同時に開示・報告資料の簡素化を図るための臨時措置として内閣府令を改正した（「改正内閣府令」）。

の環境が全く好転していないため、いくらリレバンを推進し貸付条件を緩和しても中小企業の経営状況は一向に改善せず、最終的には経営破綻に至り貸付債権が不良債権化していたことがある。この状況に対処すべく、今回の「コンサルティング機能の発揮」では金融機関に対してリレバンの「経営相談」を一層強化することを求めるとともに、ソリューション提案（問題解決提案）の類型を提示する中で、「事業の持続可能性が見込まれない先」に対しては債務整理や自主廃業の決断を迫る場合もあることを示した。これは、更に一步「進化」したリレバンの推進である。確かに将来展望のない債務者に対し貸出条件の緩和を続けていても限界がある。従来から金融機関は慎重な判断のもとに債務者に対し自主廃業などの提案をしてきたが、今回のように金融庁によって例示されることになれば、中小企業へのインパクトは相当大きなものとなる。金融庁の指導のもとにリレバンが「進化」していけば、金融機関とりわけ地域金融機関の機能は債務者の事業性を判断する機能を強めていくことになり、まさに貸出先の命運を左右することになる。言い換えれば、金融機能を使った中小企業のリストラ或いは「整理」である。しかし、「整理」するだけでは地域経済の再生支援には力不足である。「中小指針改正案」では、コンサルティング機能の発揮と同時に地域金融機関に対し地域の面的再生への積極的な参画を求めているが、これを具体的に進めていくために地域金融機関が自主的にどう関与するのが重要である。

4. 金融機能の変化

(1) 地域経済と地域金融

疲弊する地域経済の下で金融機関とりわけ各県の金融機能において重要な地位を占める地銀は、どのような機能発揮を求められるであろうか。既に、金融機関の規模拡大が地域経済の拡大をもたらす時代は終わり、長引く不況の中で預金が増加しているにもかかわらず貸出金が伸びず、地域経済が縮小する時代に入っている⁹⁾。貸出金の減少は、地域経済の停滞が原因で貸出需要

9) 金融深化説と収束仮説に関する議論は、山根・筒井（2009）などを参照のこと。

そのものが減少するとともに、信用リスクの増加によって金融機関が貸出に慎重な態度を取っていることの反映である。

金融危機が発生する直前の1996年度とリーマン・ショック直前の2007年度の県別名目総生産を比較すると、この11年間に全県合計平均でわずか0.4%の増加にすぎない(表4-1)。単純年平均に換算すると0.036%であり、まさにゼロ成長である。この中で特に減少が著しかった上位3県は、兵庫マイナス13.1%、高知マイナス10.3%、北海道マイナス10.2%である。主として北海道・東北地方と関西・山陰地方で減少が目立っている。逆に増加した県は、三重11.4%、愛知7.9%、静岡5.6%、埼玉5.3%など自動車生産の増産の恩恵を蒙った地域であった。なお東京は8.8%の増加を示しており、輸出基地を抱える地域と同様に一定の経済規模拡大を実現していた。

次に名目県民所得の増減を見ると、減少した上位県の顔ぶれは同じであるが、減少幅が大きくなっている(表4-1)。上位県はほとんどが10%以上の減少、全県平均でも2.5%の減少であった。2007年度の県民所得が1996年度を上回ったのは、増加率が高い順に東京13.0%、三重7.9%、沖縄6.6%、静岡4.0%、愛知3.5%のわずか5県であった。リーマン・ショック前にもかかわらず所得環境が冷え込んでいたこと、東京一極集中であったことがわかる。その後2008年9月のリーマン・ショックの影響で東海地域の景気も一気に悪化し、2008年度の段階で1996年度の水準を上回っていたのは、沖縄と東京の2県となってしまった。生産ベースでは9県が1996年度をかろうじて上回ったが、所得ベースでは日本経済は1996年度の水準に逆戻りしてしまったのである。

県別の預金・貸出金の状況を見ると(表4-2)、経済規模が縮小しているにもかかわらず預金残高は増加し、他方で貸出金は著しく減少しているため、結果的に県ベースの預貸率¹⁰⁾は低下の一途を辿っている(表4-3)。預金増加率と貸出金増加率の乖離が最も著しいのは東京で、その結果として預貸率は

10) 一般に預貸率はある金融機関あるいは金融機関の集合体(都銀、地銀など)に用いられる概念であるが、ここでは便宜的に県単位での貸出金の預金に対する比率として使用している。

1998年度の166%から2007年度には100.9%に低下した。それでも東京は100%を維持しており、預金が貸出金に充当される状況である。これに対し、名目県別総生産の減少県で預金増加率と貸出金増加率の乖離が最も大きい大阪府では、県ベースの預貸率は1998年度123.5%（貸出超過）から2007年度には74.2%（預金超過）に低下した。東京、大阪など都市部における貸出の減少と預貸率の低下は不良債権の集中的な処理の反映であると考えられるが、全国的な預貸率の低下は日本経済全体の弱さを反映するものである。

預金・貸出金の状況と県別総生産の相関関係を見ると、県別貸出額と名目県別総生産の間には正の相関関係が観察される。例えば、大阪では96年度から07年度にかけて県民所得が100.0から91.0へと9%減少したのに対し、県別貸出額は100.0から70.3と約30%減少した（図4-1）。他方、同期間に預金は17.1%増加している。即ち預金と県別総生産の間には逆相関が見られ、貸出に回らない預金は既述した通り国債投資に振り向けられてきた。しかし、国債投資は金融機関の安定収益には寄与しても、中央財政の再配分機能があるとはいえ地域経済の直接的な発展に寄与するとは考えにくい。地域金融機関は、国債投資の収益と増加する預金の活用を地域の発展にどう活用するかを検討しなくてはならない。

表 4-1. 名目県別総生産, 名目県民所得の変化(1996年度～2007年度)

(単位: %)

名目県別総生産				名目県民所得			
北海道③	△ 10.2	高知②	△ 10.3	北海道③	△ 14.2	高知①	△ 17.8
岩手⑨	△ 6.0	長崎⑧	△ 6.4	岩手⑤	△ 11.7	長崎⑦	△ 11.0
新潟④	△ 7.6	(参考)		新潟⑨	△ 9.7	(参考)	
富山⑨	△ 6.0	全県	0.4	富山⑨	△ 9.7	全県	△ 2.5
大阪⑩	△ 5.8	東京	8.8	大阪⑥	△ 11.1	東京	13.0
兵庫①	△ 13.1	静岡	5.6	兵庫⑧	△ 10.5	静岡	4.0
奈良⑦	△ 6.5	愛知	7.9	奈良②	△ 14.3	愛知	3.5
鳥取⑥	△ 6.9	三重	11.4	鳥取④	△ 13.1	三重	7.9
愛媛⑤	△ 7.0	沖縄	8.4	愛媛③	△ 14.2	沖縄	6.6

(注) 県名のあとの丸数字は減少率の順位を示す。

(資料) 内閣府「県民経済計算」

表4-2. 預金・貸出金の増減率(1998年度～2007年度)

(単位：%)

預金				貸出金			
北海道	9.7	高知	0.3	北海道	△16.7	高知	△ 1.9
岩手	7.1	長崎	4.0	岩手	△ 3.8	長崎	△21.6
新潟	3.8	(参考)		新潟	△16.7	(参考)	
富山	6.5	全県	18.2	富山	△ 6.4	全県	△16.7
大阪	17.1	東京	28.4	大阪	△29.7	東京	△21.9
兵庫	11.2	静岡	9.5	兵庫	△19.9	静岡	10.0
奈良	14.8	愛知	18.5	奈良	△ 7.0	愛知	△17.4
鳥取	10.9	三重	11.2	鳥取	△ 2.0	三重	△ 6.8
愛媛	16.1	沖縄	25.4	愛媛	21.6	沖縄	15.3

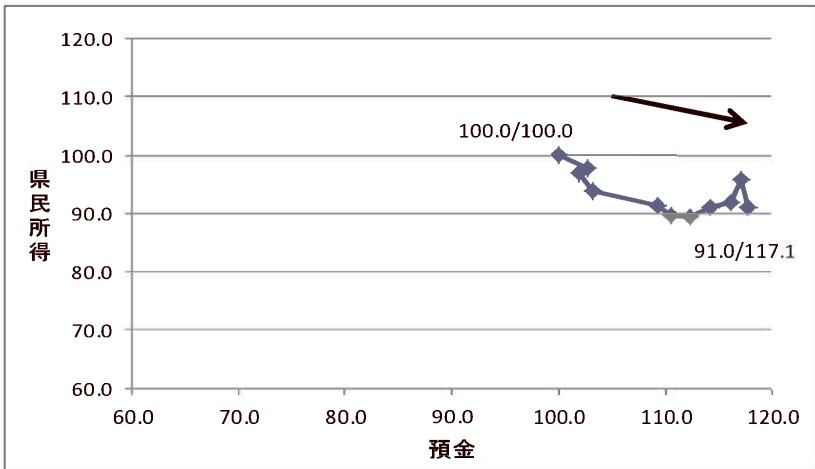
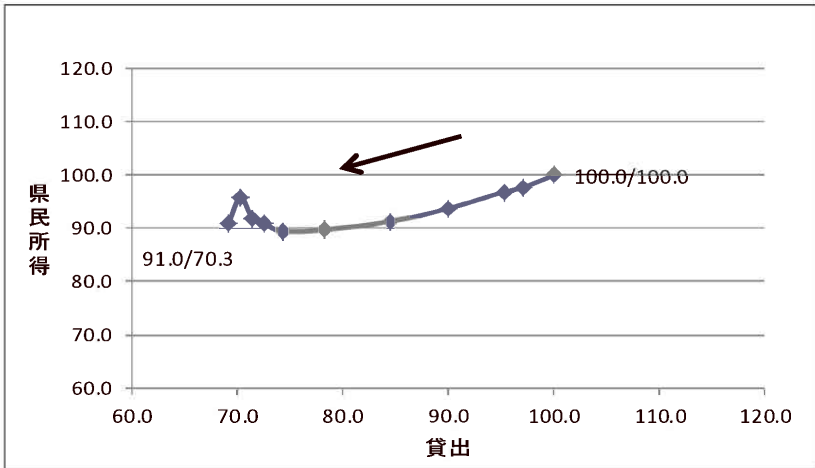
(資料)日本銀行「都道府県別預金・貸出金残高」

表4-3. 都道府県別の預貸率

(単位：%)

1998年度				2007年度			
北海道	91.6	高知	65.1	北海道	69.5	高知	63.7
岩手	59.2	長崎	79.3	岩手	53.1	長崎	59.8
新潟	71.2	(参考)		新潟	57.1	(参考)	
富山	75.6	全県	104.6	富山	66.5	全県	73.7
大阪	123.5	東京	166.0	大阪	74.2	東京	100.9
兵庫	78.0	静岡	73.2	兵庫	56.2	静岡	73.6
奈良	56.3	愛知	80.8	奈良	45.6	愛知	56.4
鳥取	69.1	三重	63.0	鳥取	61.0	三重	52.8
愛媛	78.1	沖縄	85.1	愛媛	81.8	沖縄	78.3

図 4-1. 大阪府の貸出金, 預金と県民所得の相関関係 (1996 年度=100)



(2) 地域金融機関の経営の方向性

地域経済の疲弊は金融機関の経営に大きな影響を及ぼす。このため地域金融機関自らが地域の再生に積極的に関わっていかなくてはならない。リレバンもこのような危機意識のもとに金融庁によって推進されてきた。一方で、バブル崩壊と不良債権処理の過程の中で地域金融機関の統合による経営の安定と金融機能の維持・強化を図るべく金融機能強化法が施行され、旧法で2行、改正法で13行に公的資金が投入された(表4-4)。しかし、同法の改正法(08年12月成立・施行)では上記の趣旨が薄れて、公的資金投入は必ずしも経営統合を前提とせず、公的資金投入はむしろ中小企業の資金繰りのための貸出維持が主な目的となった。結果的には地域金融機関の統合再編は進まずに、従来型の銀行スタイルが温存されている。だが、地域経済の疲弊は止まることなく、地域金融機関の経営安定そのものを確保することがまさに重要な課題となっている。以下では二つの方向性を検討する。

表4-4. 金融機能強化法, 同改正法による公的資金投入行(西暦)

投入時期	金融機関名(本店所在地県名、投入金額(億円))
06年12月	紀陽HD(和歌山、315)、豊和銀行(大分、90)
09年3月	北洋銀行(北海道、1000)、福邦銀行(福井、60)、南日本銀行(鹿児島、150)
09年9月	みちのく銀行(青森、200)、きらやか銀行(山形、200) 第三銀行(三重、300)、山梨県民信組(山梨、450)
09年12月	東和銀行(群馬、350)、高知銀行(高知、150)
10年3月	フィデアHD北都銀行(秋田、130)、宮崎太陽銀行(宮崎、130)
11年9月	仙台銀行(宮城、300)、筑波銀行(茨城、350)

(注)1. 公的資金投入の根拠法は、06年12月は旧法、09年3月以降は改正法。

2. 公的資金投入方法は、山梨県民信組は信託受益権方式、それ以外は優先株式・転換型。

(資料)預金保険機構「金融機能強化法に基づく資本増強実績一覧」及び各社決算資料

第一は、戦略的ALMの採用である。低金利状況を活用して低い調達コストで普通預金を集め、この一部分をコア預金（流出しない預金）と位置づける。これをベースに国債投資を拡大する方法である。短期金融市場で低金利状況が続けば、このALMによりほぼリスクなしで国債利回りと普通預金利率の差額を収益とすることができる。都銀と地銀の国債保有残高と普通預金残高の比率を見ると、87年3月期にはそれぞれ36.0%、40.0%とほぼ同水準であった。これが11年3月期には都銀の国債保有残高は101.4兆円（87年3月期比13.9倍）、普通預金残高は140.2兆円（同6.9倍）になった（表4-5）。これに対し地銀は、国債保有残高が30.1兆円（同4.2倍）、普通預金残高が97.5兆円（同5.4倍）と普通預金の増加率が国債の増加率を上回った。この結果、都銀の同比率が11年3月期には72.3%に達しているのに対し地銀は30.9%にとどまっており、地銀はALM上の観点からは国債投資を拡大する余地が大きい。しかし、この方法は短期的な収益拡大という観点では正しいものの、これだけでは地域金融機関が果たすべき長期的な地域再生支援には繋がらない。戦略的ALMによる収益をどのように地域に還元していくかまで踏み込んで検討しなくてはならない。

第二は、「恒久的リレバン」の推進である。既述したように現状のリレバンは顧客側の評価が必ずしも高くなく、それはリレバンのコストとなって金融機関の収益を圧迫している。つまり、時間と人員を充当する割には債務者からその対価を受け取ることができないという課題がある。これは、中小企業には有料で経営相談を依頼する慣習がないことや、対価を払って単発的な経営指導を受けても必ずしも具体的な成果に結びつかないこと、金融機関同士の激しい競争の中では金融機関側がコストを犠牲にしてリレバンを遂行せざるをえないことなどが原因であろう。そこで、「恒久的リレバン」は、貸出先の経営課題に踏み込んだ提案を継続的に実施し、同時に地域の集積情報を活用することで債務者の経営状況を改善することを目的としている。この結果、金融機関は貸出金利のダンピング競争に陥ることなく、リスク負担に見合う貸出金利の「定価販売」が実施できるという考え方である。この考え方は正

当であり、本来であれば金融機関は債務者のリスクに見合うコストないしリターンを要求し、債務者はそれに応えるべきである。しかし、現実にはオーバー・バンキング状態の中で金融機関同士が激しく競争しており、債務者に正当なコストを要求できる状況にはない。また、平時であれば「恒久的リレバン」対象先は少数で済むが、現状の不況下では対象先が多すぎ、金融機関側の質的・物理的能力に限界がある。結局、「恒久的リレバン」を推進しても収益に結びつけられる可能性は小さい。

以上のように考えると、両者を別々に推進するのではなく、収益面と地域支援を結合させた経営を展開すべきだということになる。だが、全ての地域金融機関にこのような経営を期待することは、規模の面でも質の面でも困難である。そもそも地域金融機関という概念は2000年前後の金融危機への対処の中で使われ始めたものであり、そこでは地銀から信組まで一括りにされているが、それ以前は地銀、第二地銀、協同組織金融機関と明確に分類されていた。地域の面的再生支援という目標に即して考えれば、地銀とそれ以外の地域金融機関の役割は区別すべきである¹¹⁾。つまり、地域金融機関、とりわけ一定規模を誇る地銀は、戦略的ALMで獲得した収益を「恒久的リレバン」を更に進化させた新たな形で地域の発展につなげるという、より発展的な役割を模索すべき段階に来ている。

11) 地銀と第二地銀の持ち株会社ないし統合会社、大手信金など地域によって様々な状況があり、それらを排除するものではない。ここでは地域における有力な金融機関として地銀を代表例とした。

表 4-5. 都市銀行と地方銀行の国債保有額と普通預金残高の比率

(単位：兆円)

	87.03 期		97.03 期		11.03 期	
	都銀	地銀	都銀	地銀	都銀	地銀
総資産	318.4	125.3	434.0	201.2	454.8	242.9
国債保有残高 (a)	7.3	7.2	8.6	10.2	101.4	30.1
対総資産比率	2.3%	5.7%	2.0%	5.1%	22.3%	12.4%
普通預金残高 (b)	20.3	18.0	39.6	34.0	140.2	97.5
対総資産比率	6.4%	14.4%	9.1%	16.9%	30.8%	40.1%
(a) / (b)	36.0%	40.0%	21.7%	30.0%	72.3%	30.9%

(資料)「大蔵省銀行局年報」, 全国銀行協会「財務諸表分析」

5. 地域金融機関の課題

(1) 地域経済の状況

既述したように、地域経済は東京など一部を除き縮小が続いている。この原因として、平成不況による所得減少と購買力の低下、少子高齢化による需要の減少と需要構造の変化、産業空洞化による生産・所得の減少が指摘できる。地方ではこれらが重層的に生じており、事態打開のための方策が見出せないのが現実である。特に、地方では産業空洞化現象が急速に進展しており、基幹産業が失われている。

日本商工会議所の2002年のアンケートによれば、「製造業の空洞化影響について」に対する回答のうち「ある」が62.4%、「地域の空洞化の状況について」の問いに対する回答のうち「深刻である」が73.5%に達していた(表5-1)。東日本大震災後に「超円高」が進行していた2011年7月の帝国データバンクのアンケートでは、「産業空洞化への懸念について」の問いに対し、「ある」が全体で76.5%、特に中小企業では77.3%と大企業より高い水準となった。海外流出が加速する要因については、「円高」、「人件費が高いため」が震災による「電力などのエネルギー供給問題」よりも高い割合を示した。即ち、産業空洞化現象は約7割の企業が懸念する長年にわたる構造的な問題となっており、エネルギー問題など震災の一時的な現象を除いたとしても解決でき

ない状況となっている。

現在のようなマクロ経済環境の悪化が続く状況では、リレバンに代表される中小企業の現状改善型では限界があることも事実である。マクロ経済環境を是正することが最も需要であるが、少子高齢化など構造的問題に対処しつつ地域経済の停滞に対処するためには、同時に既存の枠組みを超えて現状を前向きにブレイク・スルーする対策が必要である。

表5-1. 産業空洞化の動向に関するアンケート調査

<p>「地域産業空洞化の実態調査」…日本商工会議所アンケート調査（2002年）</p> <p>(1) 製造業の空洞化の影響について</p> <p>①「ある」（62.4%）、②「ない」（12.7%）、③「わからない」（24.9%）</p> <p>(2) 地域の空洞化の状況について</p> <p>①「深刻である」（73.5%）、②「それほど深刻ではない」（17.8%）、 ③「わからない」（8.7%）</p>
<p>「産業空洞化に対する企業の意識調査」…帝国データバンク調査（2011年7月調査）</p> <p>(1) 産業空洞化への懸念について</p> <p>①「ある」（全体76.5%、うち大企業73.8%、中小企業77.3%） ②「ない」（3.6%）、③「わからない」（19.9%）</p> <p>(2) 海外流出が加速する要因</p> <p>①「円高」（49.2%）、②「人件費が高いため」（39.5%）、 ③「電力などのエネルギー供給問題」（37.9%）、 ④「税制」（法人税や優遇税制など）（28.3%）、⑤「取引先企業の海外移転」（26.5%）、 ⑥「人口の減少」（23.4%）、⑦「新興国など海外市場の成長性」（22.4%） ⑧「経済のグローバル化」（21.4%）⑨「原材料などの調達費用が高いため」（12.9%） ⑩「為替のリスクヘッジ」（12.0%）</p>

(2) 地域金融機関の地域活性化への取り組み

中小企業庁はこれまで地域活性化のために中小企業対策を実施してきた。このうち中小企業金融に関わるものは表5-2の通りである。しかし、これを見ると金額ベースでは資金繰り対策が中心であり、再生ファンドや投資育成関連の金額は小額にとどまっている。この点はわが国の中小企業政策の重要な課題である。

表 5-2. 政府による主な中小企業金融施策

施策名	実施内容
セーフティネット金融	2011年3月末時点で4.3兆円の融資を実施。
貸付条件変更等の推進	予算枠330億円、2011年3月末時点で信用保証協会保証7.4兆円、日本公庫、商工中金計4.6兆円の条件変更を実施
中小企業再生ファンド	2003年3月創設以来、2010年度までに22件のファンド設立、総額794億円。当該ファンドによる投資実績は10年3月末までに156社、約328億円
中小企業投資育成会社	2011年3月末時点の投資残高は2,223社、699億円

(資料)中小企業白書 2011年版

地域経済の再生のためには、ガゼル企業（新規開業企業の中で特に成長性が高く雇用創出効果の大きい企業）の発見と開拓が重要である。新規開業企業の場合、初期段階は資金調達が大きな負担であり、多くは自己資金や創業者の親類などからの借入金で賄っている。しかし、次の成長段階に入る時点で必要な資金を自己資金で賄うのは困難である。他方、地域金融機関は将来にわたって自らの経営を維持していくためにも、地域に根付いた事業の発展を支援しなくてはならない。例えば、佐藤（2008）は、「地域経済が発展を維持するためには事業体も新陳代謝を繰り返し、新しく地域を牽引する事業体が生まれ続けなければならない。地域経済を支える事業体と新たに生まれる事業体、これらに資金を供給して成長を促す金融機関との相互作用が地域に新しい資源を創造し活力を注入する。」と述べつつ、現実には新規開業への資金供給の半分は日本政策金融公庫（旧国民金融公庫）が担っており、民間金融機関は消極的であるとしている。

こうした指摘がある一方で、地域金融機関では地域振興のために新型融資への取り組みが始まっているのも事実である。その一例が日銀による成長基盤強化を支援するための融資制度（以下、「日銀新型貸出制度」）である。表5-3は、地域金融機関が日銀新型貸出制度を活用した貸出プログラムの例である。各行は日銀の示した環境・エネルギー事業、医療・介護・健康関連事業、アジア投資・事業展開などの18「成長分野」に沿った形で貸出適用範囲

を定めて取り組んでいる。個別行ごとの実績は明らかではないが、日銀の発表によれば2011年9月実行の第5回分で貸出枠の3兆円に達した（第5回分は申請金額に対して按分して配分、表5-4）。第1回、第2回こそ大手行の実行金額が大きかったが、第3回以降は地域金融機関の取り組みが活発になり、貸付金額、貸付数とも大きく増加している。これは新成長分野に対する資金ニーズが高いことを反映したものだと考えられる。しかし、他方で既存貸出からの実質的な乗換えとの指摘や、新規開拓は進まず低金利貸出競争に陥っているとの指摘もあり¹²⁾、どの程度まで新成長分野に寄与しているのかは判断しにくい。仮に現時点では乗り換えの貸出であったとしても、こうした貸出が呼び水となって金融機関が独自の資金を新成長分野に貸し出すことになれば、地域活性化の一助にはなるであろう。しかし、そもそも貸出を通じての地域支援には限界があるのも事実である。金融機関としての「預金保全」という使命を考えれば、リスクの高い貸出には慎重な態度を取らざるをえない。また、債務者にとっても負債形式での資金調達負担が重く、自己資本状況を重視する金融機関の自己査定では不利に働くことになる。金融機関にとっても債務者にとっても、貸出に代わる何らかの資金調達形態が必要である。

12) 日本経済新聞 2010年7月17日記事。日銀から各金融機関への貸出金利は年0.1%で返済期間は1年。

表 5-3. 日本銀行「成長基盤強化を支援するための融資制度」への各行の取り組み例

金融機関名	特 徴
北海道銀行	「道銀成長基盤応援ファンド」総額 300 億円、医療・介護・健康関連事業、農林水産業・農商工連携事業をはじめ 18 分野が対象。
横浜銀行	「成長戦略分野支援ファンド～輝き」総額 1500 億円、環境、健康、アジア市場など同行が定める 6 つの成長分野が対象。
十六銀行 ・岐阜銀行	「新・成長戦略ファンド」(十六銀行：総額 100 億円、岐阜銀行：総額 50 億円)「中部ものづくり」に関する分野、「アジアを中心とする海外進出」に関する分野など 6 分野が対象。
京都銀行	「地域活性化融資プログラム」融資枠 1000 億円、研究開発、環境・エネルギーなどの 5 分野が対象
百五銀行	「成長分野支援ファンド」総額 200 億円、アジア諸国における投資・事業展開、環境・エネルギー事業など 5 分野が対象。
池田泉州銀行	「成長基盤強化支援プログラム」先進テクノ、環境・地域活性化、アジア・チャイナビジネス支援、医療・介護の 5 分野に各 100 億円用途の融資。
近畿大阪銀行	「関西を元気にする近畿大阪成長分野ファンド」日銀が例示した 18 分野が対象。
鳥取銀行	「とりぎん成長分野強ファンド」環境・エネルギーなど 6 項目が対象(日銀 18 分野、鳥取県経済成長戦略における戦略的推進分野 15 分野)。
阿波銀行	「あわぎん成長基盤強化ファンド」融資枠 200 億円、医療・介護・健康関連産業の他、地場産業の LED (発光ダイオード) 関連を含む 5 分野が対象。
福岡 FG	「FFG 次世代創造プログラム」日銀が定める 18 分野が対象。

(資料)日本経済新聞 2010 年 7 月 17 日記事, 日銀資料と各社公表資料をもとに作成。

表5-4. 日本銀行による「成長基盤強化を支援するための資金」供給実績

(単位：億円, 社)

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	残高	
実施時期	10年9月	10年12月	11年3月	11年6月	11年9月	11年9月	
貸付金額	4,625	9,983	7,221	8,296	1,395	30,000	
大手行	大手行	3,204	5,987	2,627	2,125	228	13,465
	地域	1,106	3,607	4,052	4,551	945	13,585
	その他	255	389	542	1,620	222	2,949
貸付先数	47	106	122	126	99	142	
大手行	大手行	10	12	12	10	7	12
	地域	33	90	103	110	87	123
	その他	4	4	7	6	5	7

(注)1. 大手行は、都市銀行6行、信託銀行4行、あおぞら銀行、新生銀行、計12行。地域は地方銀行、第二地方銀行、信用金庫。「その他」は、系統上位金融機関、政府系金融機関、外国金融機関、証券会社等。

2. 「残高」は小数点以下を四捨五入。

(資料)日本銀行

(3) 投資的分野への進出

池尾(2011)は、現在の金融状況について、「金融のオリジネーション機能と『リスクの移転・加工』機能の強化が十分に図られず、価値創造活動支援の機能が弱いまま今日に至っている。」とし、「ハンズオン(hands-on)で企業を育てるというプライベートエクイティ(PE)ファンド的な機能を日本の金融機関、とくに地域金融機関が果たすこと必要になっているとみられる。」と述べ、その上で市場型間接金融を活用したリスクの移転・加工機能強化の必要性を強調している。わが国における市場型間接金融の必要性は、2000年代前半の金融危機時から盛んに言われてきた。その目的は、間接金融のもとで銀行に信用リスクが集中することを回避することであった。しかし、わが国では市場型間接金融は大きく発展することなく、むしろ相次ぐ金融資本市場の不安の中で、大企業ですら銀行借入れに回帰する状況となっている。

市場型間接金融の問題点は、エイジェンシー関係が複雑になって外部から見えにくく、エイジェンシー問題が発生しやすいことにある。例えば、何ら

かの理由で金融機関の自己資本比率が低下しそうになると、その対策として貸出債権を証券化して売却することになる。この場合に、金融機関にはできるだけ正常債権を残し非正常債権を切り出したいという衝動が働く。外部格付け機能が適正に働いていない場合には、こうした衝動が現実になる可能性を否定できない。中野（2005）は、「現在のわが国のように金融機能が銀行に集中している上、合併による銀行の集約化や持ち株会社方式を通じた金融機関の囲い込み化が進行している状況下で、投資家の理解度を十分に踏まえなまま市場型間接金融を議論しうるのでどうか、また健全に機能しうるのでどうかの検証が必要であろう。」と、市場型間接金融の課題を指摘している。

しかし、米国で発生したサブプライム・ローン問題は、証券化に伴う問題を明らかにし、逆に市場型間接金融に関する投資家のリスク意識を高めることになった。このため、懸念されたエイジェンシー問題は抑制され、監督体制も従前に比較して整備されている。その意味では、リーマン・ショック以降は、むしろ市場型間接金融を進めやすい環境になった評価できる。金融機関がこうした環境の変化を活用できるかどうかは、金融機関自身の努力に依存している。地域経済の将来を展望すると、地域金融機関は地域の新規事業への貸出ではなく、投資的側面から地域支援を強化する必要がある。具体的には、地域金融機関が地元ファンドを組成し、投資家を募ることになる。そのためには、相当に高いレベルの事業発掘能力やモニタリング能力が必要である。

このような新規事業支援は、主に地方自治体が資金を拠出する形で行われてきたが¹³⁾、その規模は十分ではない。また中小企業庁レベルでも中小企業投資育成株式会社を通じて新規企業などへの投資が行われてきたが、その規模は2011年3月末で投資残高2223社、699億円にとどまっている。また、大手の地銀ではすでに別会社方式で投資会社やベンチャー・キャピタルを設立し、

13) 最近の例では、香川県三豊市の中小企業振興基金（1億円）や兵庫県ベンチャー・ファンド（10億円）などがある。

実績を上げているところもある¹⁴⁾。また、東日本大震災からの復興のために、日本政策投資銀行と七十七銀行が共同で投資ファンド（正式名称「みやぎ復興ブリッジ投資事業有限責任組合」）を設立する事例も出てきている¹⁵⁾。ただし、この場合でも自らの資金を投入しており、地域投資家の資金を幅広く直接活用するまでには至っていない。

地域振興投資を金融機関が実施するためにはどのようなスキームが考えられるであろうか。市場型間接金融の具体的な設計に関して参考となるのは、東京都の発行した借入債務担保証券CLO（保証協会保証付き）である。保証協会の保証付き貸出債権を東京都が信託受益権を設定して投資家に発行し、貸出債権の証券化を図っている。このCLOのデフォルト率は、リーマン・ショック前年である2007年で16.15%であった。かなり高い水準であるが、この水準が一定の参考になる。また本件に参加した債務者のアンケートによれば、CLO方式のデメリットとして、①金利が高い、②金利が直前まで決定しない、③借入限度額が少ない、④保証協会の枠は残しておきたい、などであった。つまり、債務者側から見ればCLOはあくまでも借入金である上、限度額や借入金利で必ずしも従来と比較して有利なものではないという点が浮かび上がっている。こうした点を解消するためには、①貸出ではなく投資の形態を取る、②幅広く一般投資家を募り一定規模の金額を設定する、③一般投資家のリスク負担を軽減する、方式が望ましい。自治体依存のファンド方式は結果的に地方の財政負担につながるため、金額的にも限界がある。そこで地域金融機関が最終リスクを負担する方法を検討したい。

具体的な建付けとしては、特別目的会社方式によって信託受益証券を発行し、シニア部分を地域個人投資家、メザニン部分を保険会社や他の金融機関、

14) 例えば、横浜銀行「ゆめファンド投資事業組合（25億円）」、京都銀行「京都ベンチャー育成ファンド投資事業有限責任組合」など。

15) 2011年8月31日付でファンドを組成。金額50億円、存続期間10年、投資期間3年。但し、日本政策投資銀行が100%出資する株式会社東北振興パートナーズが運営者且つ無限責任組合員、日本政策投資銀行と七十七銀行は有限責任組合員。

エクイティ部分を地域金融機関が保有する構造が考えられる。地域金融機関が主導するファンドである以上、対象先が倒産したような場合には、表5-5に示したように金融機関自身の損失に加え風評被害も生じうる。このため、金融機関はモニタリングを強化するとともに、追加支援貸出への対応（上限額の設定）、期限到来時の対応などを厳格に定めることが必要である。また、リスク分散の観点から、他地域の金融機関と共有劣後方式（CLOの沖縄方式）¹⁶⁾を設定することも検討すべきである。地域金融機関とりわけ地銀が主導してファンドを組成する意義は、地銀のステータスがその地域において高く信頼を得ていること、継続的な取り組みが期待できること、銀行業務を通じてその地域において豊富な顧客層を有していること、経営規模が一定レベル以上であり面的な投資先発掘活動が可能であること、他の地銀と連携してリスクの分散やビジネス・マッチングが期待できることなどである。一般の投資ファンドの場合にはこのような効果が期待できない。

貸出でも投資でも、デフォルトした場合には金融機関の純資産が毀損する点は同じである。また、リレバンの推進、リレバンの「進化」、さらには「恒久的リレバン」の推進によって、地域金融機関はこれまでの債権者としての立場を大きく上回る役割と責任を求められている。そうであれば、回収前提としてリターンに上限が設定されている貸出資産に業務をとどめるのか、あるいは回収を必ずしも前提にしないがリターンに上限のない投資資産に業務を拡大するのか、一定の規模を誇り地域を面的に支える使命を持つ地域金融機関には相当の決意が求められている。

16) 2006年3月に「全国地銀CLO（沖縄CLO）融資」で発行された信託受益証券では、沖縄銀行と琉球銀行が合同でジュニア劣後債権を共有しリスク分散を図った。

表5-5. 投資ファンド組成方式のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・地元新規事業の発掘、地域支援 ・リスクの分散（投資家の活用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・付加及び追加資金支援リスク ・損失負担リスク ・対象先倒産時の風評被害
地元企業	<ul style="list-style-type: none"> ・返済負担からの解放、資本の充実 ・信用力強化、資金調達の容易化 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営への干渉
個人投資家	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイ・リターンの可能性 ・地元支援意識の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期投資 ・損失負担リスク

以上

【参考文献】

Berger and Udell (1998) “The Economics of Small Business Finance : The Roles of Private Equity and Debt Markets in the Financial Growth Cycle” *Journal of Banking and Finance*, Vol.22.

Berger and Udell (2002) “Small Business Credit Availability and Relationship Lending: The Importance of Bank Organizational Structure.” *Economic Journal*, Vol.112

Petersen and Rajan (1994) “The Benefits of Lending Relationships : Evidence from Small Business Data” *The Journal of Finance* Vol.XLIX, No.1

池尾和人・柳川範之（2006）「日本の金融システムのどこに問題があるのか」池尾和人・財務省財務総合政策研究所編『市場型間接金融の経済分析』日本評論社

池尾和人（2011）「再来する資金不足時代における銀行の役割」『金融財政事情』2011年4月11日号、金融財政事情研究会

内田浩史（2006）「市場型間接金融と金融機関の機能」池尾和人・財務省財務総合政策研究所編『市場型間接金融の経済分析』日本評論社

内田浩史（2007）「リレーションシップ・バンキングの経済学」筒井義郎・植村修一編『リレーションシップ・バンキングと地域金融』日本経済新聞出版社

大久保豊（2008）『不完全なVaR』金融財政事情研究会

佐藤郁夫（2008）「地域活性化のための資金調達システム」『拓銀破綻後の北海道経済』日本経済評論社

多胡秀人（2008）『地域金融論』きんざい

- 多胡秀人・長濱裕士（2005）『地域金融機関はなぜ強くなれないか』中央経済社
- 中野瑞彦（2005）「不良債権処理と金融システムの将来像」一ノ瀬篤編『現代金融・経済危機の解明』ミネルヴァ書房
- 中野瑞彦（2010）「金融危機と地域金融機関の課題」『桃山学院大学経済経営論集』第51巻第2号
- 野間敏克（2007）「地方銀行パフォーマンスと地域経済」筒井義郎・植村修一編『リレーションシップ・バンキングと地域金融』（2007）日本経済新聞出版社
- 山根智沙子・筒井義郎（2009）「銀行部門と地域の経済発展」『金融経済研究』第28号

（なかの・みつひこ／経済学部教授／2011年11月14日受理）